

センターが会員の皆さんにお支払いする配分金について ～配分金には消費税が含まれています～

1 現在(令和 5 年 9 月 30 日まで)

○センターが会員の皆さんにお支払いする配分金には、発注者から預かった消費税が含まれています。この消費税は、本来、国(税務署)に納めるものですが、年間の課税売上高が 1,000 万円以下の会員の皆さんは消費税免税事業者となるため、納める必要はありません。

会員さんの配分金のしくみ		センター
配分金本体 10,000円	消費税 1,000円	事務費 (8%) 880円

配分金11,000円の場合

2 インボイス制度が始まると(令和 5 年 10 月 1 日～)

- ① インボイス制度が始まっても、会員の皆さんにはこれまでどおり発注者から預かった消費税額を含めて配分金をお支払いします。消費税免税事業者である会員の皆さんは、引き続きこの消費税を国に納める必要はありません。
- ② ただし、インボイス制度が始まると、センターは消費税免税事業者である会員の皆さんとの取引について、消費税の仕入税額控除が認められなくなり、その分を負担し負ければなりません。つまり、センターとしては、新たな納税コストが発生するという事です。
- ③ センターではこの新たな納税コストについては、発注者と料金の値上げ交渉を行うほか、一層の業務効率化を図る事で、会員さんの配分金額に影響しないよう尽力いたします。しかしながら、そのことで仕事が減ってしまったり、センターの経営が厳しくなることも懸念されます。今後の状況によっては、会員の皆さんにご協力をお願いする場合がありますかもしれませんので、その際は何卒ご理解の程お願いいたします。

会員さんの配分金のしくみ		センター
配分金本体 10,000円	消費税 1,000円	事務費 (10%) 1,100円

配分金11,000円の場合

新たな納税コスト
+1,000円